

# 社会資本整備審議会 道路分科会

## 第2回 九州地方小委員会

日 時:平成23年5月20日(金)10:00～12:00

場 所:福岡第二合同庁舎 2階 共用第6会議室

### 議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

・道路防災事業の評価について

3. 報告

・事故ゼロプランの取り組みについて

4. 閉会

社会資本整備審議会 道路分科会  
九州地方小委員会 委員名簿

いずみ けんこ  
泉 健子 元鹿児島大学 法文学部 教授

いとう ときこ  
伊藤 解子 北九州市立大学 都市政策研究所 教授

おおえだ よしなお  
大枝 良直 九州大学大学院 工学研究院 准教授

おぐら よしと  
小倉 義人 大分経済同友会 代表幹事

おさ やすろく  
長 安六 佐賀大学 経済学部 教授

かさい ひろし  
河西 宏 (株)長崎経済研究所 専務取締役

たつみ ひろし  
辰巳 浩 福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授

まつお しんご  
松尾 新吾 九州経済連合会 会長

委員長 みぞかみ しょうし  
溝上 章志 熊本大学大学院 自然科学研究科 教授

よしたけ てつのぶ  
吉武 哲信 宮崎大学 工学部 土木環境工学科 准教授

※敬称略、五十音順

# 九州地方小委員会について

## 1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

## 2. 主な議題等

①新規事業採択時評価

②計画段階評価

③地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取

①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

# 社会資本整備審議会道路分科会 九州地方小委員会運営規則

## (趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

## (小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の求めに応じ、以下の調査を行う。

- 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、九州地方整備局(以下「整備局」という。)が作成した対応方針(案)について報告を受けること。
- 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 4 整備局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

## (会議の成立条件)

第3条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

## (小委員会の庶務)

第4条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この規則は、平成22年12月10日から施行する。